保護者の皆さまへ

子どもたちの学びと教職員の安心を守るために



―学校と家庭が、互いを尊重し、共に子どもを支えるためのお願い ―

ご相談・ご意見・ご要望には、学校として誠実に対応します。

ハラスメントに該当し得る言動の例

1 身体的な攻撃（暴行・傷害等）



- 殴る、蹴る、叩く等の暴行を行うこと
- わざとぶつかること
- 物を投げつける、壊すこと

2 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言等）



- 脅迫すること（「マスコミにバラすぞ」、「自宅に行くからな」等）
- 教職員との会話等を無断で撮影、録画、録音すること
- SNS等へ教職員のプライバシーに係る情報を投稿すること

3 継続的、執拗な言動



- 何度も電話・電子メールを行い、要求を繰り返すこと
- 同様の質問を執拗に繰り返すこと
- 文書での回答を強要すること

4 拘束的な言動



- 長時間にわたる面談を強要すること
- 長時間にわたる電話をかけること
- 退去を求められても校内に居座ること

5 相当性を欠く賠償請求



- 学校における教育活動と無関係である不当な賠償請求をすること
- 成績の低下等を理由に賠償請求をすること

6 対応が著しく困難なまたは対応が不可能な要求



- 継続的、個別的に特定の子どもの見守りを要求すること
- 正当な理由なく、学級編成や教員の人事配置に対する希望を強要すること

※要求の背景や学校側の対応、言動の態様・頻度・継続性、教職員の就業への影響を踏まえ、組織として判断します。

私たちが大切にする姿勢

ご意見やご要望を申し出ること自体を制限するものではありません。
また、保護者への対応方法を変更する場合も、お子様への必要な教育・支援は継続します。

社会通念上許容される範囲を超える言動には、面談・電話の終了や窓口の変更など、学校と教育局が連携して対応します。



筑波大学附属学校教育局

出典：文部科学省「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン」（令和８年８月）第２章の具体例を抜粋・要約